

令和6年12月19日

令和6年度内部監査結果報告書

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

理事長 田 中 正 博 殿

監査室長 百 瀬 秀

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園内部監査規程（以下「監査規程」という。）第16条に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の令和6年度内部監査結果について、下記のとおり報告する。

記

1 監査概要

令和6年度内部監査計画書に基づき、のぞみの園における支援・介護マニュアル集に基づく支援・介護、与薬ルールの実施状況の確認、個人情報の管理状況、情報セキュリティ対策の運用状況、法人文書の管理状況、物品の管理状況、利用者所持金の管理状況、各部所の出納員における現金管理状況、内部統制に関する基本的な取り組み状況、競争的研究費等不正防止計画の実施状況及び行動計画の取り組み状況のほか、業務全般の執行状況、過去の内部監査における改善・要請事項の状況等について、のぞみの園の規程等に基づき適正に業務が行われているか監査した。

① 監査実施期間

令和6年10月7日（月）から11月28日（木）

② 被監査部

- ・ 監 査 室
- ・ 総 務 部（総務課、会計課、管理室）
- ・ 事業企画部（事業企画課、研修・養成課）
- ・ 研 究 部（研究課）
- ・ 生活支援部（生活支援課・特別支援課事務所、あかしあ寮第1、あかしあ寮第2、くろまつ寮、こすもす寮、あじさい寮、つぐみ

寮、かわせみ寮第1、かわせみ寮第2、はばたき・ひなた寮)

- ・地域支援部（地域支援課、就労・活動支援課、発達支援課）
- ・診療所（看護課、治療訓練課、庶務課）

③ 監査責任者及び監査担当者

監査責任者 百瀬秀監査室長

監査担当者 富田千賀室長補佐、吉田衣里奈監査係、星野恵美監査係
小島秀樹生活支援部生活支援課長補佐
木村晃信C I O補佐官

※ 監査室、総務課の監査は、五十嵐監事、渡辺監事が担当

④ 監査手続き等

監査規程第13条に基づき必要事項を記載した実施通知を被監査部所の長に発出するとともに、事前に依頼した令和6年度内部監査チェックリスト等に基づき、監査責任者及び監査担当者により、ヒアリング及び実地監査を実施した。

2 監査結果

① 適正事項

○支援・介護マニュアル集に基づく支援・介護ルールの実施状況の確認について

- ・日常業務の中で、支援の手引きや緊急時の対応マニュアル等に基づいた支援が実施されるよう周知されている。
- ・他の支援の現場における事故やヒヤリハット事例について共有し、事故防止に努めている。
- ・利用者の障害特性の多様化から専門性の高い支援を提供するため、外部専門家によるコンサルテーションの実施、法人内研修及び部内講習会等を開催するとともに、個々の支援マニュアル等を作成して専門性の高い支援の提供に努めている。

○個人情報の管理状況について

「個人情報管理規程」（平成17年規程第42号）に基づき適正に管理されている。

○物品の管理状況

「物品管理規則」（平成15年規則第15号）に基づき適正に管理されている。

○内部統制に関する基本的な取り組み状況について

- ・ 法人からの伝達事項や指示事項などについては、部会、寮長会等といった職員共有の場を各部所で設けて定期的を開催しており、情報の伝達が図られている。その際に、各課、各寮等から報告事項等を聴取する機会を設けており、各部所内の意思疎通が図られている。
- ・ 部会、寮長会等では、幹部会議における重要な伝達事項（例：理事長発言など）を出席者が順番に朗読して内容の確認等を行っている職場があった。また、理事長発言については、職員一人一人に配布している職場もあった。
- ・ 今年度から生活支援部事務所の課長補佐が各グループホームを巡回しており、これまでよりも相談がしやすい環境になり助かっていると感じている職員がいるとの声が聞かれ、コミュニケーションが向上している実態が伺えた。
- ・ 幹部会議の資料を回覧している部所の中には、部長自らがトピックをまとめた上で回覧しており、ただで資料のポイントがわかるような工夫がされている取り組みが確認された。

○行動計画の取り組み状況について

全職員対象の研修について、不参加の職員ができるだけ生じることのないよう、担当補佐が独自に参加者名簿を作成して研修参加を促すなどの取り組みが確認された。

○業務全般の執行状況について

- ・ のぞみの園においては、定期的に「重要事項年間計画報告」や「モニタリング評価会議」などを開催して、年度計画や業務目標の進捗状況を確認している。会議等でのコメントや指摘等については、各部所の部会等で共有されており、計画や目標の達成状況の確認が行われている。
- ・ 職員派遣等により将来に向けた人材の育成に取り組んでおり、また、ハラスメントやメンタルヘルスケアについては相談体制の整備や全職員の研修受講が可能となるよう実施回数を複数回とするなど、多様な課題に対応していくための人材の質の向上に努めている。
- ・ 意思決定支援について利用者の外出等の回数を増やした結果、コンビニで自分たちの欲しい物を指すといったことが出来るようになった利用者がでてきたとの報告があった。

② 指摘事項

○情報セキュリティ対策の運用状況について

私物 USB メモリを持ち込む場合「情報セキュリティポリシー」（平成 2 8

年規程第262-2号)の例外措置申請が必要なところ、これを申請しないまま私物USBメモリを使用している実態が一部で確認されたため、早急に使用停止若しくは例外措置申請を行うよう指導した。

○法人文書の管理状況

一部の組織において、「法人文書管理規則」(平成23年規程第155号)第2条第1項第3号の法人文書ファイル管理簿において、紙媒体で保存とされているところ、電子で保存されている実態が見受けられたため、実態の運用に即した対応を図るよう指導した。また、同規程第11条第1項第1号に基づく保存年限を付す等の整理がなされていないまま法人文書ファイル管理簿に登録されている実態が見受けられたため、整理を行うよう指導した。

法人文書の決裁手続きについて「文書取扱規則」第22条に基づく取扱いについて、一部の決裁事項において同条別表第1に定める決裁権及び施行者に沿った取扱いが行われていない実態が確認されたため、引き続き取扱いについての徹底を指導した。

3 過去の内部監査における改善・要請事項の状況について

○法人文書の管理状況について

法人文書の管理状況について、令和5年度内部監査における改善・要請事項について確認したところ、保存期限が満了した文書の廃棄等に進展は見られたものの、一部の組織において昨年度に引き続き廃棄等されていない状況が確認されたため、早急に廃棄、若しくは保存期間の延長等について検討するよう指導した。

○利用者の年金等預り金の管理にかかる事務処理基準、共同購入の仕組みの整備、利用者等が取得する物品等の取扱い方針について

令和5年度内部監査(臨時監査)における改善・要請事項について確認したところ、「利用者の年金等預り金の管理にかかる事務処理基準」(平成15年基準第30号)について、今年度の組織に沿った基準に改正されたことが確認された。また共同購入の仕組みの整備についても「共同購入に関する取扱い」(令和6年4月1日取扱第47号)を定め、共同購入した際の端数の整理の仕方等の明文化が確認された。こうした基準等に沿った運用がなされているかどうかについては、令和5年度内部監査(臨時監査)における改善・要請事項の一つである利用者等が取得する物品等の取扱い方針に沿った運用状況の確認にあわせ、来年度の内部監査において確認する予定。

4. 監査結果に対する意見等

令和6年度に実施した内部監査においては、支援の現場において、障害福祉サービス及び医療サービスの提供にともなう利用者の身体、生命及び財産若しくは人権保護の観点などに影響する、問題となるような事象は確認されず、適切に支援が行われていることが認められた。

一方、事務処理に関して、1(2)②のとおり、情報セキュリティ対策の運用、法人文書管理について、規程等に則した取扱いがなされていない事項が認められたため、改善に向け指導した。また、利用者の年金等預り金にかかる事務処理基準等については、関係基準等の一部改正や新規制定がなされたところであるが、新たな基準等に沿った適切な運用に努められたい。

のぞみの園においては、今後とも継続した内部監査の実施により、引き続き、利用者の視点に立った適切な支援及び運営と規程等に則した事務処理の実施、内部統制の浸透等について確認し、適時、改善・是正に努めていく必要がある。